

2004年
(平成16年)
9/30
第1416号

あだち 広報

●発行/足立区 ●編集/政策課
〒120-8510 足立区中央本町1-17-1
☎3880-5811(直通)
FAX 3880-5610(政策課)
http://www.city.adachi.tokyo.jp/
あだち広報は毎月10日・25日、
ズームアップは6・8・10・13月発行

ともに創る足立の未来

足立区では、基本構想・基本計画・自治基本条例を策定しています。基本構想(案)は現在開会中の第3回足立区議会定例会において審議中です。また、基本計画(案)と自治基本条例(案)は、区民の皆さんのご意見を参考に修正を加え、区議会に報告・提案の予定です。現在策定中の内容をご紹介しますとともに、基本計画・自治基本条例について、皆様のご意見を募集します。

基本構想

協働で築く力強い足立区の 実現をめざします

区民生活に根ざした基本構想をめざしました

区民生活に根ざした基本構想(案)について、その概要をご紹介します。

今回の基本構想策定にあたっては、区民生活に根ざした基本構想をめざしました。

そのため、14年11月に区民公募による「新基本構想策定区民委員会」を、15年7月には区民委員の代表や区議会議員、区内関係団体の代表者、学識経験者、区職員を加えた「基本構想審議会」をそれぞれ設置し、検討していただきました。

16年4月の審議答申を受け、今回の基本構想(案)をまとめたものです。

この基本構想は17年度から28年度までを計画期間としています。

**足立区は変わる世界へ
挑戦します**

足立区は荒川に代表される河川や公園など豊かな自然に恵まれ、下町情緒にあふれ、人と人とのふれあい豊かな暮らしやすまいます。また、つくばエクスプレスや



日暮里・舎人線の開通もまじかに迫り、都市基盤が整備され、大きな発展可能性があります。しかし、経済・産業・雇用が停滞し、高い福祉需要があり、安全・安心の点にも課題があります。教育上でも多くの課題を抱えています。

日本社会においては、人口減少社会の到来という大きな時代の転換点を迎えるとともに、情報社会化・国際社会化などの進展、価値観や生活観などの一層の多様化がすすんでいます。従来のような高い経済成長が望めない低い経済成長の中、生

活の質を高めることにより「豊かさ」が実感できるような「定常型社会」が進展していきます。その中で、地方自治体としての足立区は、強さを一層活かし、弱さを克服していくことが必要です。

「協働で築く力強い足立区の実現」をめざします

このような社会環境の中で、今後の足立区を創りあげていくための基本理念を「さまざまな

団体、企業、区役所などが、お互いに自立し、責任を持ってそれぞれの得意分野で力を出し合い「協働」することが必要となります。

すべての人々が互いの立場を

区民・団体・企業と区役所などが協働して、住み・働き・学び活動する「力強い足立区」をめざします」としました。

区民が生活の豊かさを実感し、足立区民であることに誇りをもてる未来を築くためには、区民一人ひとりの努力が出发点となります。

しかし、区民一人ひとりの努力では解決できない問題も数多く存在します。それらを解決するためには、区民やさまざまな

シンポジウム開催のお知らせ

区の将来像となる基本構想及び基本計画、そして区政運営の基本となる自治基本条例についてシンポジウムを開催します。現在策定中の内容についてご説明し、区民の皆さんのご意見を伺います。皆さん一緒に足立の将来像を考えてみませんか。たくさんの方々のご参加をお待ちしております。

シンポジウムのご案内	
日時	10月2日(土) 14:00~16:00
場所	ギャラクシティ(西新井文化ホール)
申込	Eメール・電話・ファクス・郵便 *氏名または名称(法人や団体の場合は代表者氏名)・住所・電話番号を明記 定員=150人(先着順)

尊重しつつも、話し合い協力しあうことが協働につながる、「力強い足立区の実現」が可能となります。

「足立区の将来像」と「3つの基本的方向」

①創業や改業による地域経済の活性化をめざします

生活の安全や安心を確保し、教育や文化を高めるためにも、地域経済の活性化を進めていきます。

②人間の安全保障を進め、安全安心な社会の確立をめざします

犯罪増加への対処、高齢者や障害者の生活や尊厳への配慮、地球環境問題への対処など、安全と安心のまちづくりを進めていきます。

③文化と教育を高め、心の豊かさ誇りをもてる未来をめざします

地域の活性化を図るためには、生活の中で創意工夫を生かす力、周囲に積極的に働きかける力、いわゆる「人間力」を高める必要があります。

また、人間力を高めるためには教育の向上と、それを支える広い意味での「文化力」の向上が必要です。

この3つの基本的方向を進め

ることで、次のような足立区の将来像の実現をめざします。

◇魅力と個性のある美しい生活都市

◇自立し支えあい安心して暮らせる安全都市

◇人間力と文化力を育み活力あふれる文化都市

「協働で築く力強い足立区の実現」をめざす。「足立区の将来像」を実現するためには、行政内の改革や、協働を実現するための様々な「しくみ」が必要

です。そのために、「協働に基づく新しい公共」の創出、「区政透明化の推進」「協働の実現に向けた地域分権の推進」「人口減少社会における施設配置」を進めていきます。

基本構想とは

区には、基本計画や実施計画など様々な計画があります。基本構想は、区が総合的・計画的な行政運営を図るため、こうした計画の大本となるものとして定めるものです。

区の将来像やその実現のための施策など、区議会の議決を得て定めます。

基本計画 協働のもとに基本構想の実現をめざします

行政評価制度を組み込みました

足立区基本構想(「基本構想」)の概要を紹介しております。この概要は、区民の皆さんに、区がなすべき事業を具体的に体系化したものを、本計画(基本計画)として紹介いたします。この基本計画(素案)は、基本構想を実現するための手段として、施策事業を体系的に整理したものです。

基本計画の概要

この基本計画(素案)は、17年度から24年度までの7年間を計画期間としています。ただし、計画期間の中間にあたる20年度には、一度再検討を行い、必要に応じて直しを行なう予定です。

人口の減少

日本の人口は、19年から減少に転じると予測されています。足立区の人口についても、「国立社会保険人口問題研究所」の推計によれば、22年には59万人、27年には57万人、32年には48万人にまで減少すると予測されています。

施設配置の転換

現在の基本計画では、地域構成を「基礎住区」「住区」「ブロック」「準全区」「全区」というような層構成とし、それに対応した均一な施設整備を行ってきました。その結果、区民生活の利便性は



は大きく向上し、他に比べても充実した施設の整備を生み出しています。一方、人口減少社会の到来、蓄積された施設更新費の財政負担問題等により、大規模な供給時代の発想からの転換が迫られています。

協働の実現に向けて

共通目的の達成のために、それぞれ持つ能力を合わせて協力することを協働といいます。社会のしくみも、こうした協働によって成り立っているといえます。

「協働」を国や社会、日本、区すべてに共通するしくみと捉え、その構造改革の上で、それぞれの未来が見えてきます。従来の深いつながりのあった地域団体との協働関係を発展的に再構築する。同時に、NPO法人などの新たな担い手との協働関係や、「公民民パートナーシップ」やPFIなどの手法を活用して、企業部門との協働関係の構築を一層進めていきます。

施策体系を行政評価制度

この基本計画(素案)では、基本構想(案)で示した3つの将来像と体制整備という合計4つの領域に、これらの将来像と体制整備を実現するために達成すべき「目的」として、34の施策策と11の「施策」を位置づけました。そして、各「施策」には、「目的」がどの程度達成されたかを測る「施策目標」を設定し、「このくらいの成果があればいい」という視点から評価を行ないます。

施策体系の再構築



最重要プログラム

基本構想実現のために特に重視すべき事業として、基本構想で示した3つの基本的方向に沿った施策を最重要プログラムとしました。

区の特長を実現するための施策体系

基本構想(案)では、基本理念を3つの基本の方向をふまえて、足立区がめざすべき3つの将来像を定めました。

- 1 足立区の特長である美しい生活都市(まっぴい安心して暮らせる安全都市)を築いていく
- 2 魅力と個性のある美しい生活都市(まっぴい安心して暮らせる安全都市)を築いていく
- 3 人間力と文化力を育み活力あふれる文化都市(へっくり)

自立し支えあい安心して暮らせる安全都市

「誰もが人として普通な生活を送り、共に暮らす社会を実現するために、これまで、地域・企業・行政がその担い手として機能してきましたが、家庭や地域、企業はその力が弱体化し、行政だけがそれら担う



を共有し、その実現に向け協働すること、区民の長年にわたる努力により築き上げてきたものを未来につなぐとともに、より美しく魅力のある暮らしに誇れるまちに育てることができそうです。

「快速で安全なまちづくりを進められている」と思っている区民の割合

- 魅力ある住宅を増やす(全世帯平均の住戸面積、年間住宅着工数)
- 鉄道・駅周辺の利便性を高める(駅から徒歩15分圏内の面積の割合)
- 交通の利便性を減らす(交通事故発生件数)
- 防災都市づくりに進める(不燃化促進事業実施地区数、密集市街地整備率、細部街路整備)

とも困難になってきました。今後は、自助・共助・公助のバランスを大切に、区民の協力を大いに活用し、あだちの実現をめざしてまいります。

同時に、セーフティネットを維持するとともに、そこから自立しようとする人への援手を強化します。

さらに、区民の暮らしを根本で支える安全・安心な社会の確立に取り組みしていきます。

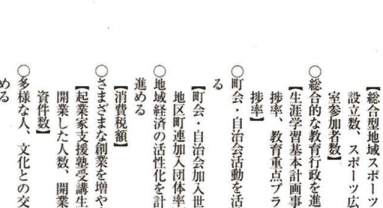
「文化」を育むとともに、特にひとりの子どもが豊かな人格形成できる環境づくりを進めるとが大切です。

「人間力」や「文化力」を備えた人材は、創業・起業による地域経済の活性化や、足立区に新たな活力と地域コミュニティの振興・発展などに貢献していく重要な財産です。このような区民の未来の担い手を育成し、活用を行うことで、地域の更なる活性化を図っていくことが必要となります。

「相互に文化を交流する多様な市民」を育てるために、特にひとりの子どもが豊かな人格形成できる環境づくりを進めるとが大切です。

「人間力」や「文化力」を備えた人材は、創業・起業による地域経済の活性化や、足立区に新たな活力と地域コミュニティの振興・発展などに貢献していく重要な財産です。このような区民の未来の担い手を育成し、活用を行うことで、地域の更なる活性化を図っていくことが必要となります。

「美しい生活都市」を実現するために、これまで、地域・企業・行政がその担い手として機能してきましたが、家庭や地域、企業はその力が弱体化し、行政だけがそれら担う



「文化」を育むとともに、特にひとりの子どもが豊かな人格形成できる環境づくりを進めるとが大切です。

「人間力」や「文化力」を備えた人材は、創業・起業による地域経済の活性化や、足立区に新たな活力と地域コミュニティの振興・発展などに貢献していく重要な財産です。このような区民の未来の担い手を育成し、活用を行うことで、地域の更なる活性化を図っていくことが必要となります。

パブリックコメント用ハガキ

郵便はがき

1208710

足立区中央本町1-17-1
足立区役所政策経営部政策課
パブリックコメント担当 行

料金を取らない
足立区承認
1426

差出有効期間
平成16年10月
31日まで

切手をはらずに
お申し込みください

対象	区内在住・在勤・在学者 区内に事業所などを 持つ法人、その他
受付方法	Eメール、FAX、郵便 ※お申し込みは捺印や印 の場合に代筆の氏名を 所記してください。
問い合わせ	総務課法規係 電話 03-3860-5861 FAX 03-3860-5669 sound@city.adachi.lg.jp
受付期間	16年10月25日(水) ～10月12日(火)
問い合わせ	政策課 電話 03-3860-5811 FAX 03-3860-5610 seisaku@city.adachi.lg.jp
受付期間	16年10月10日(金) ～10月12日(火)

「パブリックコメント」
「お問い合わせ」

■名前、住所など必要事項が
明記されていないと受け付
けられません。注意してく
ださい。

■提出された内容は、個人情報
などを除き公表されることを
了承ください。

■窓口・電話での意見はパブ
リックコメントとして受け付
けられません。

■詳しくは区ホームページでも
見ることができます。
http://www.city.adachi.lg.jp/

《閲覧場所》
基本計画(素案)、自治
基本条例(素案) 要綱は、
区ホームページおよび区立
図書館、区政情報室、区役
所各階で閲覧いただけます。

みんなで築く足立の自治、 みんなでつくる足立のまち

自治基本条例

～区民参画と協働による開かれた区政の実現のために～

足立区自治基本条例制定のため検討を進めています
皆さんの意見をお聞かせ下さい

自治基本条例とは

自治基本条例は、区における自治の基本理念、区民の権利・義務、区長の責務、区政運営の基本原則、参画と協働の仕組み、区政運営の基本的な事項などを定める条例です。現在までの足立区政の歩みを集大成し、自治の理念に基づいた区政運営の仕組みを定めた「区の最高規範」といえる条例です。

なぜ自治基本条例を制定するのか

4月に足立区基本構想審議会の答申が出されました。そこには、地方分権の流れの中で、自己決定・自己責任に基づく自治体運営を目指して、「自治基本条例」を制定すべきとの意見が盛り込まれました。

参画と協働に基づいた自治の確立

自治基本条例では、「自分たちのことは自分たちで決めていきたい」という区民意識の高まりを受け止め、区政運営に参画

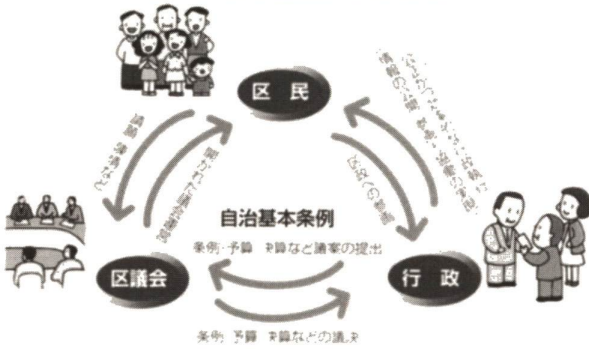
条例(案)要綱の概要

◆区民の権利および義務
区民は、区政運営に参画する権利、区が保有する情報の公開および提供を受ける権利を有し、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。合せて、納税の義務を果たすとともに選挙権行使の機会を生かすものとします。

◆区長の責務
区長は、区民の信任に応え、この条例の目的を実現するため、誠実かつ公正に区政を執行しなければなりません。

◆本原則
区は、区民の自主性を尊重するとともに、公共的課題を解決

～区民参画と協働による自治～



◆参画と協働
区は、協働による区政運営を進めるため、区民の参画を保障する仕組みを整備しなければなりません。また、区は、重要な政策および計画の策定にあたり、区民が意見を述べる機会を設ける区民意見表明制度(パブリックコメント)の手続きを実施しなければなりません。

◆住民投票
区は、区政の重要事項について、区民の意思を直接確認する必要があると認められるときは、住民投票を実施することができ

◆区政運営
区は、基本構想、基本計画その他の計画を定め、総合かつ計画的な区政運営を図らなければなりません。

◆区民の権利および利益の保護
区は、行政手続に関し共通する事項について別に条例で定め、区民の権利および利益の保護に努めなければなりません。

◆区議会
区議会は、区民の信任に応え、法律の定めるところによりその

パブリックコメント

対象	<input type="checkbox"/> 足立区基本計画 <input type="checkbox"/> 足立区自治基本条例 意見を寄せる「□」にレをつけて下さい。
該当箇所	
ご意見	



◆地域性の尊重および国、関係自治体との連携など
区は、区内のそれぞれの地域

◆条例の位置付けおよび見直しなど
この条例は、区政運営の基本的な事項について定めるものであり、区が定める最高規範であるため、区は、他の条例、規則その他の規程の制定改廃にあたっては、この条例の目的に沿って、整合性を図らなければなりません。

◆施行期日
この条例は、17年4月1日から施行します。

◆区議会
区議会は、区民の信任に応え、法律の定めるところによりその

キリトリせん